

令和9年2月適用：福祉用具ルールの改定ポイント

「通信機能」を備えた用具の保険給付・判定ガイド

ケアマネジャー・福祉用具専門相談員・事業者向け

Gemini Notebook

福祉用具の「スマート化」に伴う新ルールの誕生

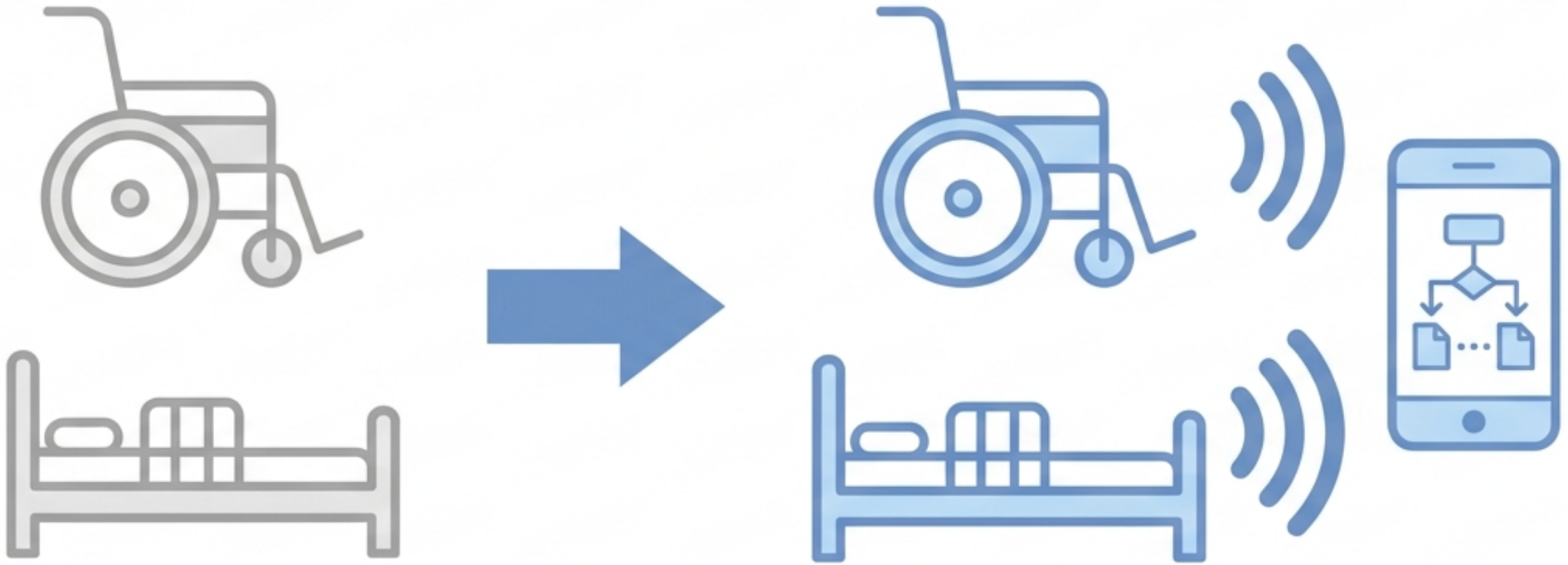

通信機能（IoT）を持った複合的な福祉用具が普及する中、
どこまでが介護保険の給付対象になるのかの明確な基準が新設されました。

Gemini Notebook

原則ルール：複数の機能がある用具の考え方

2つ以上の機能
がある場合



機能ごとに分けられる？



【別々に判定】
それぞれの機能ごとに
一つの福祉用具として
判断します。

一体化して分けられない？



【全体で判定】
次のページへ進む ▶

Gemini Notebook

判定基準：分けられない（一体型）の場合

「特定福祉用具（購入）」の機能が含まれているか？

YES

○ 用具全体を購入対象として判断。

「福祉用具（貸与）」の機能が複数含まれているか？

YES

○ 主たる機能の種目として判断。

どちらの機能も含まれない場合

× 【保険給付の対象外】として扱います。

Gemini Notebook

注目ポイント：通信機能が一体化している場合



利用者の体調・
バイタルの通知
➡ 全体が
対象外に

「何を通知するか」で、
保険給付の対象に
なるかどうかが
完全に分かれます。

機器の管理・
位置情報の通知
➡ 給付対象

Gemini Notebook

○【保険給付の対象】機器の管理・使用状況の通知

機器の維持管理、修理交換、使用状況を家族や専門職に通知する機能は給付対象となります。

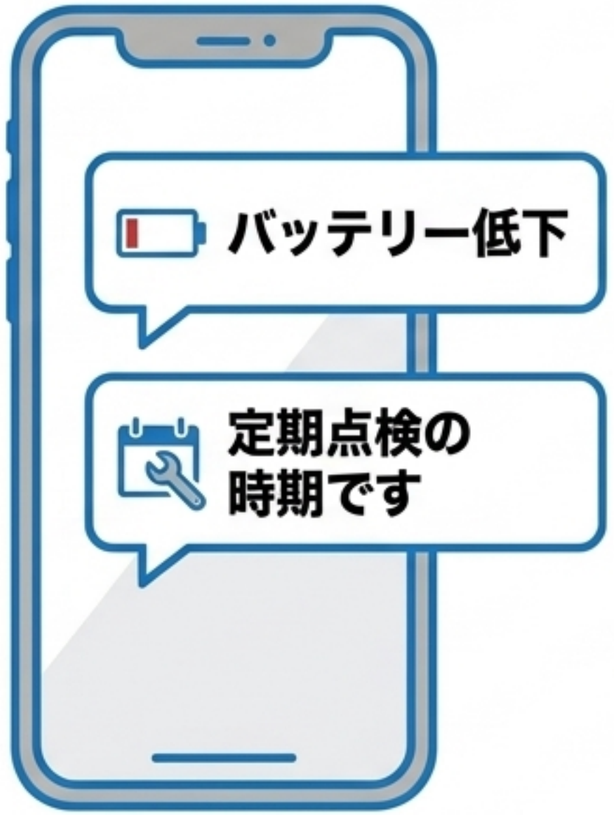

※以下の種目に限定されます

 自走用パワーアシスト車いす/普通型電動車いす	 車いす付属品（電動補助装置）
 特殊寝台	 認知症老人徘徊感知機器

Gemini Notebook

○【保険給付の対象】徘徊時の位置情報の通知

認知症老人徘徊感知機器において、位置情報を居宅内外の家族や隣人に通知する機能は給付対象となります。

※携行型の専用受信端末により受信するものに限る。

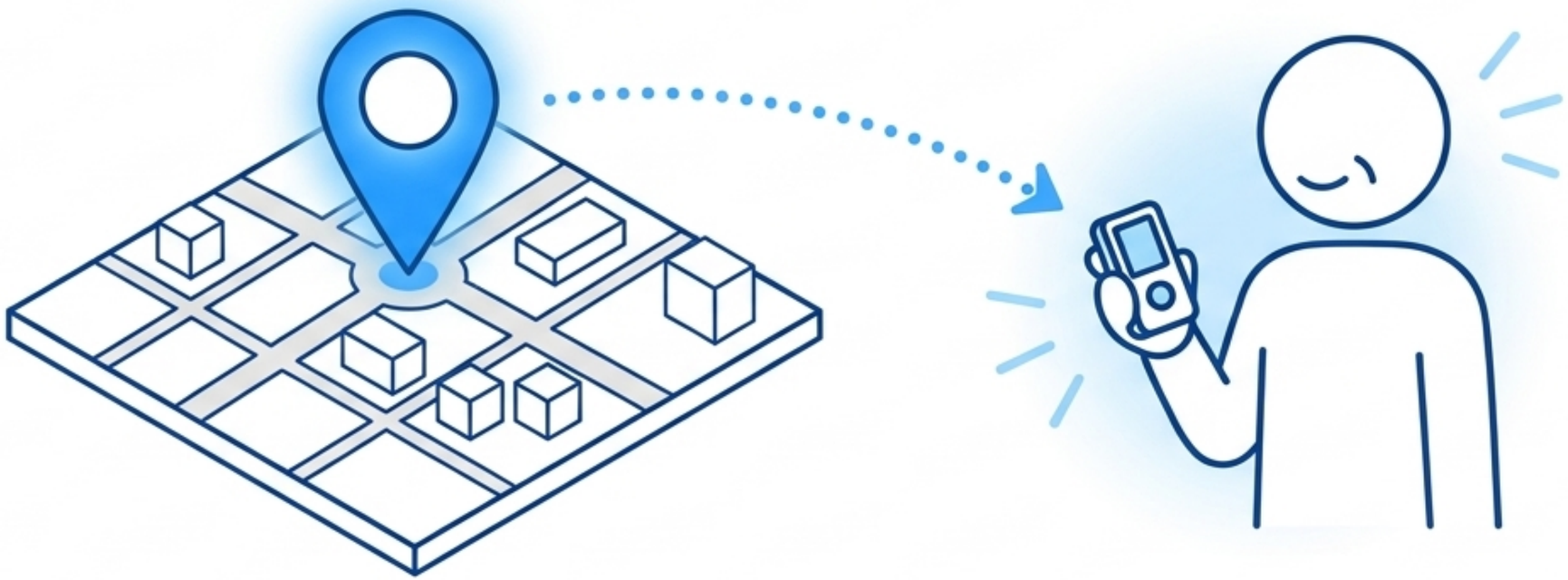

Gemini Notebook

✕【保険給付の対象外】体調・状態変化の通知

利用者の状態変化や体調不良等（バイタルサインなど）を通知する機能が含まれる場合。



たとえ貸与・購入対象の機能が含まれていても、用具全体が「保険給付の対象外」となります。

Gemini Notebook

費用に関する重要事項（通信費・端末代）

機器本体が保険給付の対象であっても、通信にかかる周辺費用はすべて保険給付の対象外です。



機器本体



- 通信機能の利用に必要な**通信費用**（月額料金など）
- **受信端末**の費用（スマートフォン、タブレット機器代）
- 通信環境の整備費用（Wi-Fiルーター設置工事など）

利用者への事前の費用説明を徹底してください。

Gemini Notebook